

札介保（指）第 923 号
平成 19 年（2007 年）8 月 9 日

各 指定認知症対応型共同生活介護事業所 代表者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部
事業指導担当課長

指定認知症対応型共同生活介護における人員に関する基準 の取扱いについて

指定認知症対応型共同生活介護における人員については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 34 号。以下「指定基準」という。)に基づいて適正に配置しなければなりません。

このたび厚生労働省の指導を受け、指定認知症対応型共同生活介護における管理者と計画作成担当者の兼務関係について、下記のとおり整理いたしましたので、適正な人員配置がなされていない事業所におかれましては、今年度中に改善するようお願いいたします。

記

1 人員に関する基準の要点（管理者、計画作成担当者分）

(1) 管理者

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。(指定基準第 91 条)

(2) 計画作成担当者

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有

する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。(指定基準第90条第6項)

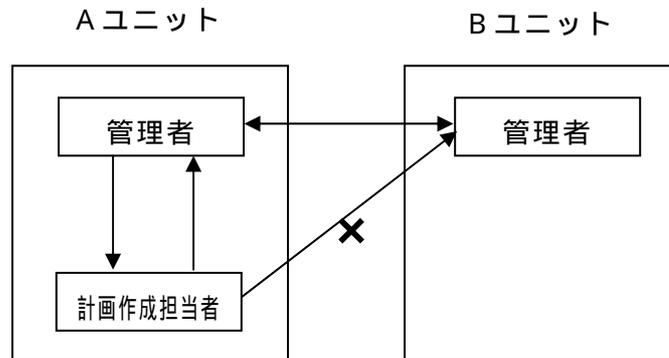
(3) 管理者と計画作成担当者の兼務について

管理者については、当該共同生活住居の他の職務及び同一事業所の他の共同生活住居を兼務できる。

計画作成担当者については、当該共同生活住居の他の職務を兼務できる。

計画作成担当者は他の共同生活住居の職務を兼務できない。

複数の共同生活住居の管理者を兼務している者は、計画作成担当者を兼務することは不可である。



2 認知症介護実践者研修・管理者研修の受講申込等について

指定基準において、管理者、計画作成担当者については、必要な研修の修了義務があります。(詳細は「指定認知症対応型通所介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等が修了すべき研修について」(平成18年6月14日付 札介保第500号、札介保(指)第611号)を参照してください。)

複数の共同生活住居の管理者と計画作成担当者を兼務している事業所が、兼務関係の解消を目的として、札幌市で実施している「平成19年度認知症介護実践者研修・管理者研修」を受講するときは、受講の機会の確保のために、下記の点に留意して研修の申込をお願いします。

事前に事業指導係各区担当者まで必ず連絡ください(連絡がない場合については、研修受講出来ない場合があります)。

第3回の研修受講が可能な事業所については、第3回研修への申込をお

願います（受講申込者多数により受講が出来ない場合については、第4回、第5回へと振替を行いますのでご了承ください）。

4 添付資料

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)【抜粋】

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)【抜粋】

【札幌市保健福祉部介護保険課事業指導係 211-2972 Fax 218-5187】